

別表（第3条関係）

項 目	内 容
規 模	<p>自主防災組織（以下「組織」という。）は、おおむね学区を単位として設置するものとする。</p>
構成及び任務	<p>1 組織は、既存の町内会、自治会等（以下「町内会等」という。）を基礎としたブロック組織及びブロック組織の代表者等からなる本部組織により構成されるものとする。</p> <p>2 本部組織は、学区全域に関する事業の計画を作成し、及びその実施の推進を図るとともに、ブロック組織相互の連絡調整、情報交換等に努めるものとする。</p> <p>3 ブロック組織は、町内会等に関する事業の計画を作成し、及びその実施の推進を図るとともに、本部組織との連絡協調に努めるものとする。</p>
名 称	<p>組織の名称は、それぞれの学区名を冠し、〇〇学区自主防災会とする。</p> <p>なお、ブロック組織が、その町名を冠し、〇〇学区自主防災会〇〇町自主防災部と称することを妨げない。</p>
役 員	<p>本部組織には会長、副会長その他の役員を、ブロック組織には部長、副部长その他の役員を置くものとする。</p>
事 業	<p>組織は、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>1 火災予防その他の災害予防に関すること。</p> <p>2 防災に関する知識の普及に関すること。</p> <p>3 防災活動に必要な資材、器具等の整備等に関すること。</p> <p>4 防災訓練の実施に関すること。</p> <p>5 災害発生時における情報の収集連絡、初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水等応急対策に関すること。</p> <p>6 その他必要なこと。</p>
規 約	<p>組織は、その円滑かつ適正な運営を期するため、次に掲げる事項に関し規約を作成するものとする。</p> <p>1 目的</p> <p>2 事業</p> <p>3 役員</p> <p>4 会議</p> <p>5 防災計画</p> <p>6 その他必要な事項</p>
防 災 計 画	<p>組織は、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害を防止し、若しくは軽減し、又は火災その他の災害の予防を図るため、防災計画を作成するものとする。</p>